

平成26年度 第4四半期退職給付金積立金運用報告

平成27年5月22日(金) 第56回資産運用委員会が開催され、平成27年3月末日(平成26年度第4四半期)の
 本会退職給付金積立金の運用報告が行われました。

第4四半期の市場環境は、全資産ともに収益率に関して横ばいでしたが、基本的には、国内株式が好調で、本会の
 資産も時価額で、324億円となり、300億円を超えることとなりました。

結果、平成26年度の通期の資産収益率は、上半期の市場景気的好調もあり、8.74%と非常に高いものとなりました。

退職給付金積立金						
平成27年3月末日現在 (単位：百万円)						
資産区分	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	その他	計
簿 価	2,260	21,306	2,353	1,297	1,059	28,275
時 価	3,575	22,307	3,833	1,667	1,059	32,441
評価損益 (時価－簿価)	1,315	1,001	1,480	370	0	4,166
収益率(通期)	30.39%	3.55%	25.15%	12.93%	0.05%	8.74%
ベンチマーク 収益率	30.69%	2.97%	23.54%	12.28%	0.52%	7.92%
超過収益(通期)	△ 0.30%	0.58%	1.61%	0.65%	△ 0.39%	0.82%
時価による配分比	11.0%	68.76%	11.8%	5.1%	3.3%	100.0%

(* 収益率(通期)・・・平成26年4月から平成27年3月まで)
 (* ベンチマーク収益率・・・市場の標準値)
 (* 超過収益・・・収益率－ベンチマーク収益率)
 (* 簿 価・・・購入価格、取得価額に利益を加算した額)
 (* 時 価・・・一定の期日をもって売却したと仮定した場合の売却価格)
 (* 評価損益・・・含み損益のことであり、一定の期日をもって売却したと仮定した場合の簿価額との差)

近鉄百貨店特別ご優待会

★期 間 6月6日(土)～6月14日(日)の9日間
 ★取 扱 店 本店(あべのハルカス)・上本町店・奈良店・橿原店・生駒店
 ・HOOP
 ★ご利用方法 ご利用方法及びお支払い方法は、同封しています特別ご優待券をご確認下さい。
 ★問い合わせ先 (株)近鉄百貨店 法人外商第2部第2課
 <担当者>上瀬(じょうかん) TEL(06)6655-7375直通

お知らせ

事業名	開催日(予定)	開催場所
リフレッシュプランin台湾	平成27年7月24日(金)～26日(日)	台湾(台北)
第40回 施設職員バレーボール大会	平成27年8月29日(土) 平成27年8月18日(火)【組合せ抽選会】	BODYMAKERコロシウム 大阪府社会福祉会館5階505
第65回 施設従事者激励会	平成27年9月3日(木)	大阪松竹座

海遊館 入館券の利用助成

世界最大級の水槽を誇る「海遊館」の入館券の利用助成につきまして、
 つぎのとおり補助幹旋いたします。

◎チケット料金 (1枚)	海遊館入館券 大人券(16歳以上または高校生以上) 1,300円(通常2,300円のところ) こども券(小・中学生) 600円(通常1,200円のところ) 幼児券(4歳以上) 300円(通常600円のところ)
◎有効期限	平成27年12月31日
◎申込枚数	会員1人につき大人・こども・幼児券あわせて5枚まで
◎申込方法	事業所毎に取りまとめ、別紙申込書に必要事項を記入の上、ファックスまたは郵送でお申し込みください。 申込書到着後、チケット及び請求書を送付いたします。 申込書のExcel版を共済会ホームページに掲載します。(http://kyosaikai.or.jp/index_1.html)
◎申込締切	平成27年6月30日までにお申し込みください。

永年会員に対する記念品の贈呈について

永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員(通算で15年、25年や35年に達した方)となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

- いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年、25年や35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、本人からの「通算依頼書」が必要となります。
- 再加入で会員になられた方がおられましたら、本会の「通算依頼書」を提出くださいますようお願いいたします。
- 通算依頼書については、ホームページからダウンロードしてください。
- ホームページアドレス
 (http://www.kyosaikai.or.jp/index_1.html)
- ※ご注意
- 過去に在会されていた加入期間が本会で確認できない場合もございます。その場合、退職された法人の証明をお願いすることがあります。

大阪民間社会福祉事業従事者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

- (目 的)
1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会(以下「共済会」という。)の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。
- (永年会員)
2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。
- (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
 - (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
 - (3) 共済会会員として通期で35年に達した者
- ただし、再加入期間も通期に含めることができる。
- (記念品)
3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

- (贈呈の方法)
4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附 則
この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年12月1日から施行する。